

右條々無相違様に堅可被申付者也。

寛永十五年四月六日

横山山城守 本多安房守

近藤新左衛門殿

別所勘右衛門殿

坂田源兵衛殿

内田太左衛門殿

○城普請事略

太田和泉守牛一の原本信長記に云ふ。天正八年庚辰八月二日新門跡大坂退出之次第云々。大坂普請取申さる、御檢使矢部普七郎。抑、大坂は凡日本一之境地云々、五畿七道集之寶賈利潤富貴之溘也。隣國之門家馳集、加賀より城作を召寄、方八町に相構、真中に高き地形有。爰に一派水上之御堂をこうくと建立し云々。按ずるに、加賀國中より城作りを召寄すとあるものは、加賀國の領主富樫介の祖忠頼、崇徳天皇天治二年三月八日加賀の守護と成り下向し、富樫介政親まで繁昌せしかど、後土御門天皇長享二年六月九日本願寺門徒一揆のため高尾城に自害し、遂に富樫一族悉く

滅亡して、加賀四郡本願寺の所領の如く押領する由、富樫記・官地論等に見ゆ、夫れより天正九年閏三月織田信長公の命を奉じ、柴田勝家・佐久間盛政等加賀へ討ち入り、本願寺門徒一揆の魁首共悉く討ち取り、一國平定し、佐久間盛政を尾山城主となしたるよし、北陸七國志等に詳細載せたり。されば天正八年以往は、加賀四郡は本願寺の支配にて、大坂の要害を見立て、加賀國中より城作りを召寄せ、方八町に相構へ、真中に御堂を立つとあるもの、是領國の役夫を呼びよせ、城郭を築かせたるもの也。加賀國城作り普請役夫の事記録に見ゆる起原ならんか。又關原政春の古兵談に云ふ。金澤城蓮池の堀は、昔は酒堀にて、高石垣の所もなく、切立の土手なり。佐久間玄蕃居住の時、犀川の奥日尾・見定と云ふ所、玄蕃思ひのまゝに廻りかぬる。或時玄蕃云ふ。城内餘り手淺に候間、堀普請を山中の者共に頼み度しと云ふ。心得申すとて、究竟の者共三百人許來て堀普請をする處に、本丸より取包み、四方よりさしおろして殘らず討殺す。骨ごはの者皆討たれしかば、其れより山内能く治るといへり。按ずるに、右は天正九年佐久間盛政尾山入

城の頃の事なるべし。日尾・見定は石川郡犀川谷の奥山なる村落にて、倉谷四ヶ村の内なり。土屋義休の大路水經に、奥に二俣村・倉谷村、口に見定村、日尾村あり。毎年六月朔日、右四ヶ村より氷室の氷を金澤府城へ獻する例なりと。奇地禮幹の可觀小説に、倉谷村より氷を獻する事は、天正十二年高德公佐々成政と合戦の節、倉谷村の百姓陣屋の大鋸・杣人役等を動るに付、印書を以諸役を免許せらる。依て其御禮として、六月朔日に金澤城内へ始て氷を獻する處、褒美として奇銅二貫文賜はりたりと。其の印書、今高坂村の民家に有之といへり。されば藩祖大納言利家卿、天正十一年に佐久間盛政の舊領を賜はり尾山入城の後も、倉谷四ヶ村の邑民を陣屋の普請役夫となし、出軍の節召連れられし事知られけり。是國初の役夫記録に見ゆる濫觴といふべし。改作所舊記に載せたる元祿十六年正月倉谷村肝煎の言上書に、倉谷四ヶ村より氷獻上之儀は、天正十二年五月十日に諸役御免之御印頂戴仕に付、爲御禮同年六月朔日に氷指上。夫より毎年上げ來候由承傳候とあり。又彼の村に傳來せる承應三年九月四ヶ村肝煎連名の言上書に、大納言

様御代より度々御陣被爲召連、關東陣・唐陣・大坂兩度之御陣・大坂御城普請にも被爲召出、其の上何方に而も御分國御用儀と候へば、三拾人に而も五拾人に而も御用次第被爲召出、と載せたり。抑、諸藩城普請は、亂世の頃は勿論、天正年中豐太閤天下を一統せられし後迄も、築城の舉はげしく、慶長五年關原の一戦に天下徳川家に隨從して、大坂落城後天下泰平に屬し、寛永十六年に諸藩封内にて居城の外なる城砦は、悉く廢すべき旨幕府の告諭により、一國一城の定規と成る。是より諸國城普請といふ事、藩主の居城而已にて、小藩は皆館住居とは成りたり。故に普請役人を以て城普請を命ずるも、大藩而已なりといへり。平次按ずるに、吾が皇國に城郭を築き防禦の要害となしたるは、いと上代よりの事なりしかど、後々の城郭とは異なりけん。古事記に、垂仁天皇の御時沙本昆古王謀叛しける處、天皇詔之、吾殆見欺乎、乃興軍擊沙本昆古王之時。其王作稻城以待戰云々。と見ゆ、日本紀には命上毛野君遠祖八綱田令擊狹穗彦。時狹穗彦與師拒之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也。陰月不降云々。とあり。和訓栞